

児童クラブ makana 危機管理マニュアル

2023年7月
NPO 法人 makana

もくじ

1. 日々の備え	3
2. 来所及び帰宅時の安全確保	5
3. 不審者が侵入した時等の対応	7
4. 暴風警報発令時等の対応	9
5. 大地震発生時の対応	11
6. 火災発生時の対応	13
7. 感染症等の発症時の対応	14
8. ケガや体調不良への対応	16
9. 食物アレルギー反応への対応	18
10.熱中症への対応	19
11.公園など屋外活動時の対応	20
12.プール・水遊びへの対応	21
13.損害保険への加入	23

○ 用語の定義

本マニュアルで使用する用語は、以下のとおり定義する。

- makana
「児童クラブ makana」のこと。
- スタッフ
「児童クラブ makana の従業員」のこと。
- 施設
「児童クラブ makana の建物」のこと。

1.日々の備え

1) 緊急連絡体制の確保

下記の事項を整理した「ライフライン緊急連絡先」を作成し、施設内の目のつきやすいところに掲示する。

- ライフライン緊急連絡先に記載すべき事項
 - 掲示する場所の住所（緊急時でも住所を相手に伝えられるように）
 - 電気
 - ガス
 - 水道
 - 消防署
 - 警察
 - 災害伝言ダイヤル

2) Google ドライブ・Google カレンダーの活用

- 各スタッフが必要に応じて連絡先データを共有するため、Google ドライブや Google カレンダーを活用できるようにする。ただし、業務内容・セキュリティ対策の観点よりアクセス制限を設ける。

3) 保護者の緊急連絡先の把握

- 「入会申込書」をもとに、保護者の緊急連絡先を把握しておく。
- 記載内容に変更があった場合には遅滞なく報告をもらえるよう入会時に案内をする。
- 年に 1 度（4 月）記載に変更がないか確認をする。

4) LINE アプリの活用

- 万が一の際に、保護者への一斉連絡や個別連絡が迅速かつ確実に実施できるよう、日頃から LINE アプリを活用する。
- 保護者と日常的な連絡にも活用し、機能の把握や操作に慣れておく。
- 保護者との日常的な連絡には、保護者・代表・事務局の3者でグループをつくり、そこで連絡事項の伝達を行う。

5) 安全確認

- 来所および保護者お迎え時動線の安全、施設周辺の安全を確認する。
- 外遊び（公園など）中においても、スタッフが児童の所在を把握し、安全が確認できるようにする。

6) 救急薬品等の備え

- 応急手当のできる程度の医薬品を用意し、常時、種類や数量を確認する。

7) 訓練の実施

- 定期的に防災訓練を実施する。
- 定期的に消火設備の点検を行う。

8) 学校との連携

- 緊急時における連絡先を把握しておく。

2. 来所及び帰宅時の安全確保

【基本的な考え方】

来所時は小学校へ迎いに行くため、交通事故を起こさないよう安全運転に努めるものとする。また、帰宅時は保護者が makana へ迎えに来るため、施設敷地内の決められた動線を使用するよう伝達する。

1) 児童への注意喚起

児童に対し、来所及び帰宅時に下記の事項を注意するよう指導する。

- 下校時刻になったら速やかに待機場所へ向かう。
- 定められた待機場所でお迎えを待つ。
- できるだけ複数で行動する。
- 車の往来に注意し、飛び出しや走らないようにする。
- 知らない人の声かけや誘いにのらない。
- お迎えが来ない場合には自分の ID カードを学校の先生などへ見せ、連絡をとつてもらう。
- makana へ入室の際には本人が ID カードをシステムにかざし、入室の処理をする。

2) 保護者との協力

- 前項 1) の内容について、保護者からも児童に伝えてもらうようお願いする。
- makana スタッフが各児童を各小学校へ迎えにいくため、利用日とその下校時刻を定められた期日までに必ず提出してもらうようお願いする。
- makana を欠席する場合は、必ず事前に保護者が連絡をするようお願いする。
- 帰宅のお迎えの際には、保護者が ID カードをシステムにかざし、退室の処理をする。

3) 安全確保の取組み

- 安全な待機場所を各学校と事前に打ち合わせし決定しておく。
- 児童を送迎車に残し、スタッフが車から離れることがないようにする。特に先に乗車した学校の児童は、次の学校ではスタッフと共に下車し、他の児童の待機場所まで移動することとする。

- makana 到着後、送迎車に児童を取り残さないように、送迎リストや点検表を活用し確認・点呼を行う。
- 佐久間青果さんと敷地内動線を事前に取り決め、連携を図る。
- その他、学校・市こども課・地域・警察等の関係機関との連携強化を図る。

4) 緊急時の対応

- 事件・事故・災害などで学校・行政などから連絡があった場合は、保護者との連絡を取り、連絡が取れ次第、最善の方法で対処し、児童の安全を確保する。
- スタッフが、児童の事件・事故等に遭遇した場合は、児童の安全を確保するとともに、必要に応じて直ちに警察への通報及び消防署への救急車の要請の連絡をする。

3. 不審者が侵入した時等の対応

【基本的な考え方】

児童の安全を第一に確保し、不審者から児童を遠ざけるとともに、関係機関に速やかに通報する。

1) 不審者の侵入防止対策及び侵入を想定した取組み

- makana は原則常時施錠とする。
- 施錠及び解錠の手順をスタッフに把握させる。
- 解錠については、インターネットなどを活用し、あらかじめ身元を確認の上、開錠する。
- 避難経路・退避経路を確保しておく。
- 不審者が侵入した場合を想定した対応訓練及び児童の避難訓練を定期的に実施する。
- 保護者・学校・行政・地域及び関係機関との連携、不審者情報の共有を図る。

2) 不審者が侵入した場合の対応

(ア) makana 外に不審者を発見した場合

- 侵入口となり得る扉、窓を施錠する。
- 児童を集合させ、児童の安全を確保できる場所に、スタッフが付き添い、避難誘導する。
- 児童の安全が確保された後、警察・各関係機関へ連絡する。

(イ) makana に不審者が侵入した場合

- 児童を誘導させるスタッフを除き、なるべく多くの人数で不審者の対応をする。その際、不審者を刺激しないよう、注意する。
- 児童と不審者の間に、対応するスタッフ以外のスタッフが入り、児童と不審者との距離を可能な限り確保する。
- 児童の安全が確保された後、警察・各関係機関へ連絡する。

3) makana 周辺で不審者がいるとの連絡があった場合の対応

- 施設外に児童がいるときは、児童を施設内に誘導する。

- 施設の扉や窓を施錠し、ブラインド・カーテンを閉めて中が見えないようにする。
- 不審者をスタッフが目視・確認できるような場合には、直ちに警察へ連絡する。
- 保護者に LINE 等で状況の報告・今後の対応の連絡をする。
- 児童は、安全が確保されるまで、施設内で待機する。
- 安全が確保される前に、保護者のお迎えがあった場合には、保護者も施設内の待機を検討する。
- お迎えの際の駐車場所を、最も安全が確保できる場所へ変更するなどの対応・対策を検討し、LINE 等で保護者へ伝える。

4. 暴風警報発令時等の対応

【基本的な考え方】

近年、台風やゲリラ豪雨等、季節に関わらず、暴風警報等が発令される機会が増加しているなか、これらの対応については、日ごろからの準備や取組みが必要である。

makana については、「保護者の就労支援」という位置づけから、暴風警報等が発令されても、就労しなければならない保護者がいるため、児童の安全を第一に原則開所する。

また、不測の事態を想定し、スタッフを平常時よりも可能な限り多く動員する。

1) 風水害を想定した取組み

- 避難経路、退避経路を郡山市のハザードマップを基に確認しておく。
- 風水害が発生した場合を想定した対応訓練及び児童の避難訓練を定期的に実施する。
- 避難時に雨に濡れることを想定し、児童個人ごとにレインコート・合羽を準備するよう保護者に準備してもらう。
- 施設外の物品や器具等、飛ばされやすい物の対策に努める。
- 保護者・学校・地域及び関係機関との連携、対応方法の共有を図る。

2) 区分別の対応

区分	学校の対応	makana
登校前	【休校措置】	<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を第一とした上で、朝 7 時 30 分から開所する。 来所は、保護者による送迎とする。
	【自宅待機措置】 【登校遅延措置】	<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を第一とした上で、朝 7 時 30 分から開所する。 来所は、保護者による送迎とする。 自宅待機が明け、登校可となった場合は、保護者が学校まで送迎する。
登校後・学校活動中	【学校内待機措置】	<p>【開所準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校内待機措置の解除に備え、児童の受け入れができるよう、開所準備を進める。 <p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校内待機措置が解除され、下校となった場合は、開所する。 学校から makana までの送迎はスタッフが行うが、送迎時間の調整は保護者・学校と連携を図りながら調整を行う。
	【早帰の措置】	<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を第一として上で、開所する。なお、急な開所対応が困難な場合は、準備ができるまで学校での待機等の調整を行う。 今後の状況の悪化が懸念される措置であるため、保護者へ早めのお迎えを要請する。
下校後・学校休業中		<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡山市に大雨・暴風・大雪などの警報のいずれかが発令され、終日天候の回復が見込めないと予想される場合、若しくは、警報は発令されていないものの注意報あるいは天候の悪化等が見込まれる場合は、開所するものの、原則施設内に待機となる。 保護者へ早めのお迎えを要請する。

5. 大地震発生時の対応

【基本的な考え方】

大地震（震度5強以上）が発生したときは、的確な判断と明確な指示のもとに、統一された行動をとる必要がある。そのためには、責任者を明確に定めておくことと、その責任者がとるべき行動を日ごろから把握・確認していくことが重要である。

1) 大地震を想定した取組み

- 施設内の物品や器具等の転倒防止、落下防止に努める。
- 避難場所、避難経路の事前の確認。
- 責任者・児童の誘導・出入り口などの開放・火気やガスを扱う機器の確認等、スタッフの役割を決めておく。
- 定期的に大地震発生から避難までの訓練を実施する。

2) 大地震が発生した場合

- 児童を落ち着かせる。
- 机の下等に身を隠し、頭を保護する。
- 窓ガラス、棚、カウンター等から身を離す。
- 避難経路確保のため、窓や出入口を開ける。
- 握れが収まった後、安全を確認し、あらかじめ決めておいた場所へ集合する。
- 状況に応じて地域の指定避難場所へ避難する。
- 避難後、点呼を実施し、入退出リストとの数に相違がないことを確認する。
- 児童のケガ・体調不良を確認し、状況に応じた対応をとる。

3) 避難する場合

- 避難経路の安全を確認する。
- 避難開始にあたり、児童数の点呼を実施し、入退出リストとの数に相違がないことを確認する。
- 児童を避難誘導する。その際、先頭と最後尾はスタッフとする。
- 避難所到着後、児童の点呼をするとともに、ケガ・体調不良の児童がいないか確認する。
- 下記の状況を保護者・関係機関に報告する。

避難場所・児童及びスタッフ数・負傷の有無・行方不明の有無

※ なお、震度5強未満の地震発生時においても、上記内容に準じ対応する。

6.火災発生時の対応

【基本的な考え方】

施設内の出火の際には、直ちに出火の事実を全体に伝達し、①初期消火、②児童の安全確保及び避難、③消防への通報の3つの対応を迅速に行う必要がある。あらかじめ役割分担を決め、日ごろの訓練が重要となる。

1) 火災を想定した取組み

- 消火器など、初期消火のために必要な道具の確認。
- 初期消火・児童の避難誘導・消防への通報等、スタッフの役割を決めておく。

2) 火災が発生した場合

- 火災に気づいたスタッフ等が「火事だ！火事だ！」と大きな声で周囲に知らせる。
- 児童を落ち着かせる。
- ハンカチ・衣類等で口・鼻を覆い、低い姿勢で児童を避難させる。
- 消防（119番）へ通報する。
- 小さな火事の場合は、初期消火に努める。
- 初期消火が困難な場合は、できるだけ窓や扉を閉め、煙を吸わないようにし、火元から離れた避難口から避難する。
- 避難後、児童の点呼をするとともにケガや体調不良の児童がいないか確認する。
- 下記の状況を保護者・関係機関に報告する。
避難場所・児童及びスタッフ数・負傷の有無・行方不明の有無

7. 感染症等の発症時の対応

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の児童感染が判明した場合は、児童本人の施設利用を中止する。中止期間については原則学校の措置および行政通知と同様とする。

1) 感染防止対策

- 手洗いやうがいの徹底、十分な換気、セキ・くしゃみがある場合にはマスクの着用など基本的な感染対策を行う。
- 高頻度接触部位の清掃・消毒を定期的に行う。

2) 児童およびスタッフの感染が判明した場合

- 児童およびスタッフが感染症疾患に罹患した場合、施設の利用および立入りを中止する。なお、中止期間は医師の診断・指示および行政から発表されている基準による。

3) 学校の休校措置に応じた開所措置

(ア) 学校が学級又は学年閉鎖した場合

- 施設は通常通り開所するが、学級又は学年閉鎖の対象となった児童は、施設の利用は中止とする。なお、学級及び学年閉鎖が決まった当日に限り、利用は可能とするが、保護者へ連絡し早めのお迎えを要請する。
- 学級又は学年閉鎖が解除となった翌日から施設の利用は可能とする。

(イ) 学校が臨時休校となった場合

- 感染症拡大措置による休校の場合、その性格性から makana も閉所とする。

4) 緊急事態宣言発生時の対応

- 緊急事態宣言中であっても、エッセンシャルワーカーやひとり親世帯等、就労が必要な保護者がいることから、原則として開所する。

※ なお、上記2)から4)の対応は、感染症の拡大や行政からの要請等に応じて変更になる場合がある。

8. ケガや体調不良への対応

【基本的な考え方】

児童のケガや病気等の体調不良時には、保護者と連絡をとり、児童の健康を第一に対応することが重要である。

また、首から上、腹部のケガの場合は、スタッフが自己判断せず、直ちに保護者へ連絡を入れ、場合によっては直ちに医療機関への受診、救急車の手配を行う。

1) ケガや体調不良が軽症と思われる場合

- 児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- 体温を計測する。
- スタッフが応急手当を行う。
- 児童の様子を見ながら安静にしておく。
- 保護者に連絡を取り、状況を報告する。原則として迎えを要請する。
- 保護者が施設に到着後、事故発生時の状況や児童の様子等を報告する。

※ 職員が行う応急手当について

職員が行う応急手当については、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付医政発第0726005号）に基づき行うものとする。

具体的な例)

- 体温計により体温を計測する
- 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること。（傷口を洗い流す、絆創膏を貼る、汚物で汚れたガーゼを交換する 等）
- あらかじめ医師等が本人または家族へ、投薬介助が可能であることを伝え、本人または家族の具体的な依頼による、投薬の介助。（皮膚への軟膏塗布、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服の介助 等）

2) ケガや体調不良が中症と思われる場合

- 児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- スタッフが応急手当を行う。

- 保護者に連絡を取り、状況を報告し、医療機関での受診を前提に、かかりつけ医等の確認をする。
- 急変した場合には、直ちにかかりつけ医及び保護者へ連絡し、場合によっては救急車を手配する。

(ア) 保護者が医療機関に連れて行く場合

- 児童の様子を見ながら安静にしておく。
- 保護者が施設に到着後、事故発生時の状況や事項の様子を報告する。

(イ) スタッフが医療機関に連れて行く場合

- 状態により社用車またはタクシーを利用する。
- 付き添いスタッフ以外のスタッフが保護者と連絡を取る。
- 付き添いスタッフは医療機関到着後、到着したことを待機スタッフへ連絡し、待機スタッフは保護者と連絡を取る。
- 保護者が医療機関へ到着したら、付き添いスタッフは事故発生時の状況や児童の様子を報告する。

3) ケガや体調不良が重症と思われる場合（首から上、腹部のケガも含む）

- 児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- 状況を見て救急車を手配する。
- 保護者へ連絡をする。
- 応援スタッフを確保する。
- 救急車が到着したらスタッフが同乗し、医療機関に行く。
- 医療機関到着後、待機スタッフへ連絡を入れ、待機スタッフは保護者へ現況の報告をする。

- ※ スタッフにおいて、軽症・中症・重症の程度の判断が困難な場合は、程度の高い方を選択し対応すること。
- ※ 保護者との連絡がつかない場合は、児童の医療機関への受診を優先し、連絡がつき次第、経過を報告する。

9. 食物アレルギー反応への対応

【基本的な考え方】

食物アレルギー反応は、児童によって、原因となる食物や反応症状も異なることから、あらかじめ状況を正確に把握しておく必要がある。

また、緊急性の高い反応症状が出た場合は、あらかじめ定められた対応を冷静かつ迅速に行う必要がある。

1) 事前の確認

- 入会時の面談等において、食物アレルギーの有無、症状の程度、医師からの投薬依頼の要否等を確認すること。
- 食物アレルギー反応への対応が必要な児童について、原因となる食物、対応方法、かかりつけ医等を把握し、スタッフ間で共有しておくこと。

2) 食物アレルギー反応の症状が出た場合

(ア) 軽い症状の場合

- 児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- 児童の様子を観察しながら、安静にしておく。
- 保護者に連絡を取り、状況を報告する。原則として迎えに来てもらう。
- 保護者が施設に到着後、症状や児童の様子等を報告する。

(イ) 緊急対応が必要な場合

- 投薬指示書または保護者の指示に基づき、エピペンを使用する。
- 反応・呼吸がなければ、心肺蘇生を行う。
- 救急車の要請（119番）をする。
- 意識がある、又は戻った場合は、その場で安静にし、救急隊を待つ。

10. 熱中症への対応

【基本的な考え方】

熱中症は、命に係わる危険があるが、適切な環境整備等を行うことで予防が可能であるため、以下の点を遵守しておく必要がある。

1) 環境の整備

- 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整える。
- 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行う。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- 児童が送迎車に置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことから、降車時には送迎リストおよび点検表を基に、点呼を行い、人数確認を行う。

2) 各種活動実施に関する判断

- 各種活動の実施判断については、環境省の「熱中症予防情報サイト」を判断基準根拠とする。
- 具体的には「熱中症アラート」が発令され、かつ「運動に関する暑さ指数」が28以上（「厳重警戒」または「運動は原則中止」）の場合、屋外での活動は中止する。

3) 児童に対する声掛け

- 暑い日には帽子を着用し、熱のこもらない服装になるよう促す。
- 身体を動かして遊んだり、公園等の makana 外へ出かけたりする時は、こまめに水分を補給し休憩をとるよう促す。
- 体調がいつもと違うと感じた時には、すぐにスタッフに伝えるよう促す。

11. 公園など屋外活動時の対応

【基本的な考え方】

施設内活動以外の屋外活動では、事故や事件に遭遇するリスクが高くなる。そのため屋外活動時の手順を日ごろから確認し安全確保に努めるものとする。

1) 児童への注意喚起・声掛け

- 活動時にひとりにならず、複数で行動すること。
- スタッフが見えるところで行動すること。
- スタッフの声が聞こえる範囲で行動すること。
- 「集合」の合図があった場合には、すぐに集合すること。
- 車の往来に注意し、飛び出しや走らないこと。
- 知らない人の声かけや誘いに乗らないこと。
- 整列や点呼時には迅速に行動すること。
- 危険を感じた場合（ひと・もの）にはすぐにスタッフに伝えること。

2) 安全確保の取組み

- makana 出発時に入退室リストを基に、点呼による人数確認を行う。
- 徒歩での移動時には先頭と最後尾はスタッフとする。
- スタッフは常に車の往来に注意を払う。
- スタッフは移動時および活動中も不審者やケガ・事故に注意を払う。
- スタッフは活動エリア全体を見渡せる場所を監視場所とし、複数名で監視する場合には、担当エリアをスタッフ同士で確認する。
- トイレなどの要望があった際には、スタッフが必ず出入口まで付き添い、一緒に戻る。

3) 事故・事件への対応

- 不審者・事故・事件のリスクを感じた場合には、直ちに児童をその脅威から遠ざける対応をとる。
- 脅威から遠ざけた後に、必要に応じて警察等への関係機関へ連絡を入れる。

12. プール・水遊びへの対応

【基本的な考え方】

プールや水遊びは夏の楽しい遊びであるとともに、日常の遊びに加え独特な事故のリスクがある。そのため、それらの特徴を理解するとともに、十分な準備を行うとともに実施するものとする。

1) 児童への注意喚起

- 活動時にひとりにならず、複数で行動すること。
- スタッフが見えるところで行動すること。
- スタッフの声が聞こえる範囲で行動すること。
- 「集合」の合図があった場合には、すぐに集合すること。
- 知らない人の声かけや誘いに乗らないこと。
- 整列や点呼時には迅速に行動すること。
- 危険を感じた場合（ひと・もの）にはすぐにスタッフに伝えること。
- 体調の変化があった場合にはすぐにスタッフに伝えること。

2) 監視体制の確保

- 監視体制の空白が生じないようにスタッフを配置し、役割や監視エリアの分担を明確にする。
- 監視に十分な要員を確保できない場合には、活動を中止する。

3) スタッフの役割

- プール・水遊びの監視に際しては、監視に専念しなければならない。
- 監視者は監視が仕事なので、児童と一緒に遊んだり、話したりしない。
- 監視エリア全体が見える位置で監視をする。
- 集中力を保つため、および事故防止・点呼の観点から 30 分を 1 クールとし、25 分活動したら 5 分休憩をとる。休憩の際は児童も同様とし、その際に点呼をとる。

4) 緊急時の対応

- 溺れたり、流されたりした場合には直ちに救助へ向かう。
- 救助に際しては、他の児童およびスタッフの2次被害がないように行う。
- 救助し、症状が重篤な場合には、直ちに救急車を要請し(119番)、救命処置を実施する。

13. 損害保険への加入

【基本的な考え方】

万が一の事故に備え、下記の保険へ加入する。

1) 賠償責任保険

- 身体補償：100,000,000 円/1 名につき 100,000,000 円/1 事故につき
 - 財物補償：100,000,000 円/1 事故につき
- ※ 特約：被害者治療費・訴訟対応費用・初期対応費用・飲食物補償

2) 事業活動総合保険

- 火災・落雷・破裂・爆発：1,500,000 円
- 風災・雹災・雪災：同上
- 水濡れ：同上
- 騒擾、労働争議等：同上
- 航空機の墜落、車両の衝突等：同上
- 建物の外部からの物体の衝突等：同上
- 盗難：同上
- 水災：同上
- 借家人賠償責任：20,000,000 円限度（修理費用 3,000,000 円限度）

3) 自動車保険

- 対人賠償：無制限
- 対物賠償：無制限
- 人身傷害：50,000,000 円/1 名につき